

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第 2 2 号

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 3 9 条の規定により、次のとおり指定しました。

令和 7 年 1 0 月 1 2 日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 岡 本 恒 一

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市多摩区役所 1 1 階 会議室	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1	1 0 月 1 3 日から 1 0 月 2 5 日まで
川崎市多摩区役所 生田出張所 2 階 大会議室	川崎市多摩区生田 7 丁目 1 6 番地 1	
川崎市多摩区役所 1 階 講堂	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1	1 0 月 2 5 日